

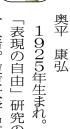
人者。 925年生まれ。 東京大学名誉教

ジア婦人友好会会長を務め 故三木武夫元首相夫人。

れてきて、九条改定という争点がぼや

それは改定を実行し

るなど国際交流活動で活躍



三木

睦子

917年生まれ。



「表現の自由」研究の第



受賞で著名。 いてきた。ノーベル文学賞



大江健三郎 像力を駆使して小説で描 核時代や民衆の歴史を想 1935年生まれ



梅原 から築いた「梅原日本学」 で著名。 古代史や万葉集の研究 1925年生まれ。 猛



澤地 発掘。エッセーも。 戦争による女性の悲劇を次々 930年生まれ。



俊輔

を展開。 常性に依拠した柔軟な思想 『思想の科学』を主導。日 1922年生まれ。

ですね。 というのが趣旨です。 たい。そのためにできることをしたい 互いの横の連絡、 の人たちの横の運動がほとんどないの ちの運動がいろいろとあり、小さな会 かと言えば、九条を護ろうという人た もあれば大きな会もあるのですが、そ 敵は九条にあり (中略) そういう意味で、 ネットワークを作り (以下略) 奥平康弘

あるいは言

土井たか子さんとの対談集会に出た

ということに焦点を合わせながらも、 結果としてそうなってきている。 吉果としてそうなってきている。(中ようとする人たちのさまざまな思惑の が争点だということを浮かび上がらせ まざまな問題も指摘して、さらに九条 すような、ぼやかし方が持っているさ ていくことが必要だと思います。 しかしながら向こう方はそれをぼやか したがって、「敵は九条にあり」

9氏のプロフィー た

地元・兵庫で震災被災者のベトナム反戦などで活躍。

個人補償求め運動

小田

実

1932年生まれ。



劇作、

小説の両方で大活

井上ひさし

1934年生まれ

躍。日本ペンクラブ会長。

加藤 評論活動を展開。 919年生まれ。 周一

のために作ったアピールです。

第2点は、九条の問題に関してわれ

ことができないということがあります。 われは危機感があり、黙って見ている

今こそ旬の憲法

小田

実

そしてわれわれにできることとは何

条の改定にわれわれの関心は集中して

いて、そのために作った会であり、

なくて、日本国憲法の改定、ことに九 たちは憲法一般の問題を議論するので

二つありまして、まず第1点は、私

ネットワークを作りたい

加藤周一

東西文化に通じた旺盛な 医師でも

ある。 久 枝

記者会見での各氏の発言(要旨)

だん九条以外のところに問題が拡散さ 法改正問題」という言葉、 こうというものです。このところ「憲て、改定に対する反対の声をあげてい い方がまかり通っているうちに、だん この会のターゲットは九条一本に絞っ

ちました。 んです。 きたんです。それを大いに使うべ 世界平和宣言なんですよ。日本国憲法日本国憲法というのは言ってみれば そ旬」なんですよ。 だということがはっきりしてきたんで の憲法」でした。私は大変違和感を持 「護憲、 です。だから今までが旬でなく 正しいことが証明されてきているわけ 主義、その理念は九条だけど、それが んです。そのときの題名が「今でも旬 に世界平和宣言としての価値が今出て そういうことを何もしないで、ただ いま全世界で、武力を使ったらだめ そうすると憲法が持っている平和 護憲」と言っていてもダメな (中略) 「今こそ旬の憲法」だと。 (中略) う 会 きな

みんなの力で平和憲法守りましょう

「町田南地域九条の会」にご参加を

私たち国民が生きていく上で、とても大切な憲法 が、今、大きく変えられようとしています。

どれが、どのように、変えられようとしているの でしょうか。

それは、主に、次の4つです。

- 1. 憲法の基本となる前文から「戦争をしない決意」 を取り除き、戦争を可能にする条文と合致させる ことです。
- 2. 戦力不保持と交戦権の否認を定めた九条2項を 削除して、戦力の保持と交戦権を認めることです。
- 「国民の権利」よりも「国家の利益」を優先し て、国の仕組み(国家体制)を戦争ができる状態 に持って行くことです。
- 4. さらに、戦争をする上での国家体制をより強め るために、憲法改正の条件を緩和して、以後も憲 法を変えやすくすることです。

日本は戦後60年間、ただの一度も、海外で武力 を行使しませんでした。憲法九条があるからで、こ の九条が戦争参加の歯止めになってきました。

そして、この九条は、戦争を否定し、平和に生き ることを世界に約束した意味を持っていますから、 かって日本が侵略した国とも仲良くしてこれました。

さらに、近年になって、「世界から戦争をなくす ために、日本の九条を見習おうではないか」という 声が、いろいろな国やいろいろな国際会議の中で出 てきました。

人類の歴史は、特に20世紀に入ってからは、戦 争を繰り返すたびに、どうしたら戦争をなくすこと ができるかを考え、そのための様々な方法を生み出 し、進歩してきました。世界中の国々が参加してい る国際連合も、その一つです。その国際連合の話し 合いの中でも、日本の九条の価値が認められてきた のです。そうしたときに、この素晴らしい憲法を変 える必要が、一体どこにあるのでしょうか。

国と国の争いは、戦争以外の方法で解決しようと、 世界の人々が努力しています。その努力を促す平和 憲法を九条の会に入って守り、世界のすみずみにま で光り輝かせようではありませんか。

2005年11月

よびかけ人一同

藤田ヨシエ 谷澤和夫 吉本明子 吉澤利雄 吉川理人 山本典人 橋本 橋本 中島剛二 中里龍夫 田口二郎 鈴木弘子 実川廣司 斉藤 謙 川崎新三郎 鬼塚希代仁 鵜養 孝 鈴木 柳田清太郎 細野龍子 鈴木源四郎 古波倉正偉 よびかけ人 堯 元教師 弁護士 元教師 元教師 主婦 町田公営住宅協議会事務局長 教育研究者 町田生活と健康を守る会理事 共産党町田市議 和光大学教授 元川崎大師病院院長 元東京都庁職労組副委員長 神奈川北央医療生協理事長 社民党前町田市議 新日本スポーツ連盟全国卓球競技会理事 中学校教師 品川区職労退職者会副会長 元大学教授 元目黒区職労副委員長 全日本金属情報機器労組神奈川地本書記長 町田生活と健康を守る会理事

※ 町田南地域九条の会は個人加盟です。年会費は500円、高校生以下は0円です。

「九条の会」アピール

日本国憲法は、いま、大きな試練にさらされて います。

ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残虐な兵器 によって、五千万を越える人命を奪った第二次世 界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争 の解決のためであっても、武力を使うことを選択 肢にすべきではないという教訓を導きだしました。

侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大 な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たな いことを規定した九条を含む憲法を制定し、こう した世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、 九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする 動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。 その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争を する国」に変えるところにあります。そのために、 集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の 行使など、憲法上の拘束を実際上破ってきていま す。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重 要施策を無きものにしようとしています。そして、 子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするた めに、教育基本法をも変えようとしています。こ れは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力 によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的 に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むもの です。私たちは、この転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛 争の武力による解決が、いかに非現実的であるか を、日々明らかにしています。なにより武力の行 使は、その国と地域の民衆の生活と幸福を奪うこ とでしかありません。一九九〇年代以降の地域紛 争への大国による軍事介入も、紛争の有効な解決 にはつながりませんでした。だからこそ、東南ア ジアやヨーロッパ等では、紛争を、外交と話し合

入会金、

年会費とも0円と

ただし、高校生以下は、

します。

献」などと言うのは、思い上がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国 民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの 軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴 史の流れに、自主性を発揮して現実的にかかわっ ていくことが求められています。憲法九条をもつ この国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平 和的外交と、経済、文化、科学技術などの面から の協力ができるのです。

始めることを訴えます。

2004年6月10日

猛 井上ひさし 梅原 奥平康弘 大江健三郎

(05年6月10日、井上ひさし氏ら著名氏9氏

いによって解決するための、地域的枠組みを作る 努力が強められています。

二〇世紀の教訓をふまえ、二一世紀の進路が問 われているいま、あらためて憲法九条を外交の基 本にすえることの大切さがはっきりしてきていま す。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつな ぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に 輝かせたいと考えます。そのためには、この国の 主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本 国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使 していくことが必要です。それは、国の未来の在 り方に対する、主権者の責任です。日本と世界の 平和な未来のために、日本国憲法を守るという一 点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、 一人ひとりができる、あらゆる努力を、いますぐ

澤地久枝 鶴見俊輔 三木睦子

が記者会見して発表したアピールの全文です。)

あるいは「○○九条の会○○県」 のような名称がベターだと思 あるいは「○○者九条の会」 に賛同する会」をつくる。 田南地域九条の会Q&

A

九条の

会

密な区分けはありません。.高ヶ坂以南をさしますが、.町田南地域とは。 南地域とのつながりで、

(2) 7月24日の講演会の記録

AQ

のビデオやブックレット

います)

「九条の会」のポスターなどを

るのですか。 員になると、 貝になると、どんなことをす「町田南地域九条の会」の会

を話し合っていただくことが、平和と憲法九条を守る大切さ 学園や、 りません。ご家族、 ればならないという義務もあ 又 ご友人、

と、 ご意見、ご要望をもとに計画 にもっと積極的に活動をした ようにしていきます 動については、会員の皆様の ていきたいと考えています。 が、ご自分の意思や希望に合っ た形で活動ができるようにし いと考えておられる会員の方々 そのために、 自主的に参加しやすい 会が行う諸活

条の会Q&A」からの抜粋です。

「町田南地域九条の会」は、こ

以上は「九条の会」の文書「九

A

活動方針については、

作年

演会で「3つの提案」を発表

九条を守る運動のネットワークに の「九条の会」のアビールに応え、

各地・各分野で「アピー

の) 7月24日の結成記念講

Q

「九条の会」

の活動方針を教

えてください

る人は誰でも会員になるこ

会員 会の目的に賛同す

とができます。

一番大切なことだと思っ できれば職場などで、 なにかをしなけ

ています。 その上で、 憲法を守るため

県の人も入っています

A

「九条の会」は、

井上ひさし

梅原猛、

大江健三郎

奥平康

Q

ような関わり方ができるでしょ私たちは「九条の会」にどの

A

加藤周一、澤地久

枝、鶴見俊 弘小田実、

鶴見俊輔、

三木睦子の九

うか

氏が立ち上げた会で、

思想・

A

ご自分の周囲で「アピ

賛同する会」をさまざまな方々

と幅広く共同して作ることが

で共同する運動です

できればい

いですね。

略)

相手のご都合もあるでしょ

現在、

改憲派のターゲッ

九条改憲を許さないという一点 信条・立場などの違いを超え、

動のネットワークの結び目と対する各地・各領域での諸運

となっている九条の改憲に反

近くの方がいれば相談して、うけれども、賛同者の中にお

なりたいと「九条の会」は思っ

(又は〇〇・九条の会) の準備

「アピールに賛同する会」

をするのも良いで.

ております。

Q

「九条の会」とはどのような

3

大小さまざまな講演会、

学

全国に広げ、

活用する。

習会などをひらく、

です。

Q

ものですか?

どんな活動もいっさいの強制 AQ

うことは。

Q

事に取り組めることも、 の会が共同していろいろな行 ることです。 守る大きな運動の輪で結ばれ るという意味で、 ネットワークとは横につな 「九条の会」が、 クがあるからです。 町田市内の九条 全国各地のは横につなが 憲法九条を

厳

他 AQ

憲法「改正」 り一人の判断を求められるこ憲法「改正」は最終的にひと 立場等の違いは問いません。 す。思想・信条・支持政党 法を守りたいとお考えの方な ともあり、 九条をはじめとする平和憲 ぜひご加入をお願いしま 個人加盟とします

宣伝とは。

また、学習会やで を訴えていきます な催し物の中で九条の大切さ ることが目的です。 に、ニュースやホー 九条の守り手をたくさんつく 学習会や講演会、様々 していきます そのため ムページ

ネットワークに参加するとい

A

(3) 事務局 世話人会の下 (2) 世話人会 日常の運営 に事務局を置き、世話人会 話人会は複数の世話人代表 は世話人会が行います。 の集いを開きます。 人の会計を選出します。 世

(4) 会計監査 の活動を補佐します。事務 会員の中から2名選びます。 局員で構成します。 局は事務局長と複数の事務 会計監査を

6 (5) 任期 それぞれの任期 はありません。 すが、再任を妨げるもので は総会から総会までとしま 財 政 入会金、 、年会費、

(2) 会費 (1) 入会金 す。 納めていただきます。 年の会費として500円を その年の12月とします。 年1月に納めていただきま ます。会計年度は1月から 募金、その他事業収入とし 年500円。 入会時にその 毎

町田南地域 九条の会会則

会(以下会)といいます。 らせるようにします。 生かし、みんなが平和に暮 とする日本国憲法の精神を 目的 名 称 町田南地域九条の 憲法九条をはじめ

2

「憲法を守る会」との交流や 協力、ニュースの発行と配 集い、他の「九条の会」や 会、憲法を守るための各種 主な活動 九条の支持または改 学習会、 九条を守 講演

みます。 活用、 る上で有益な活動に取り組 悪反対署名など、 ホームページの開設と

運営

5

(1) 総会 告の承認などを行います。 みについての検討や会計報 活動の総括と今後の取り組 る総会を最低年1回開催し. また、必要に応じて会員 会員の出席によ